

●忘れてないかあの診療
症例研究
●落としてないかその点数

**義管、T.コンデの
算定について**

患者が早期に義歯で噛めるよう、義歯修理後に、短期間にT.コンデや義歯新製・裏装を行うケースは臨床も多いと思われる。その際のT.コンデ、義管について解説する。算定漏れがないよう、ご注意頂きたい。

患者：78歳 男性

主訴：義歯の縁が欠けて合わなくなり、すぐとれる。うまく咬めないので診て欲しい。

所見：3+4部の歯槽部に線維腫の襲上のフラビーガム・出血斑あり。下顎左側の頬小帯が歯槽部近くに付着。

傷病名：3+4部 浮動歯肉，4 5部下顎頬小帯付着異常，
7+7 義歯ハセツ→床下粘膜異常，7+7 MTリソウ，7+7 MT，

月日	部位	療法・処置	点数
6月3日		初診	218
		上下総義歯の床縁が欠けて、すぐ外れて吸着が悪い。3+4部の歯槽部に線維腫の襲上のフラビーガム・出血斑がある。	/
		左側小帯の異常付着のため、開口時に下顎総義歯が浮き上がる	/
	7+7	パノラマX線(デジタル) 注①	402
		歯槽骨・顎堤等に異常は見られない	/
	7+7	床修理	339×2
		義管B (調整方法 略)	70
		咬合機能回復困難加算	+40
6月5日	4 5	再診	42
		OA+浸麻(歯科用キシロカインCt.1.8ml)	/
		小帯形成術(電気メスで切除)	560
		処方せん料(処方内容略)	68
6月19日	3+4	再診	42
		OA+浸麻(歯科用キシロカインCt.1.8ml)	/
		浮動歯肉切除術(7針縫合) 注②	800
		処方せん料(処方内容略)	68
6月26日		再診	42
	4 5及び3+4	4 5及び3+4ともに出血・腫脹・疼痛なし	/
	3+4	SP(H ₂ O ₂) 抜糸(7針)	/
6月28日	7+7	再診	42
		T.コンデ 注③	110×2
7月8日	7+7	再診	42
		T.コンデ 注③	110×2
7月22日	7+7	再診	42
		補診 注④	100
		欠損部の状態良好。上顎は義歯新製し、硬質レジン歯のレジン床総義歯とする。	/
		下顎は総義歯の床裏装を行う。	/
	7+7	連imp(個犬トレイ、シリコーン)	228
	7+7	床裏装(直接法)	1000
7月30日		再診	42
	7+7	BT	280
		GoA(結果添付)	380
8月7日	7+7	再診	42
		TF	190

月日	部位	療法・処置	点数
8月19日		再診	42
	7+7	新製義歯set(レジン床総義歯)	2340
		人工歯(前歯・白歯：硬質レジン歯)	59+77
		義管A(文書提供・添付)	150
		咬合機能回復困難加算	+40
8月20日		再診	42
	7+7	義調(調整内容 略)	30

《解説》

注① 義歯製作に当たって顎堤を精査する必要があり、パノラマX線撮影を行った。請求時には、レセプト「摘要」欄にその理由を記載するのが望ましいと思われる。例えば「顎堤確認のためパノラマ撮影」など。

注② 浮動歯肉切除術は、有床義歯を製作するに当たり義歯床の安定を阻害する浮動歯肉(義歯性線維腫(症)を含む)の切除を行った場合に算定する。本症例では、上顎の義歯製作を予定しており、浮動歯肉切除術を算定した。1/3顎程度400点、1/2顎程度800点、全顎1600点である。

注③ 旧義歯が不適合で床裏装や再製が必要とされる場合に、床裏装や再製に着手した日以前において、有床義歯床下粘膜異常に対してそれを調整するために、旧義歯を調整しながら、粘膜調整材を用いて有床義歯床下粘膜調整を行った場合は、当該義歯調整を含めて、1顎1回につき算定する。なお、当該点数を算定している期間においては、義歯管理料及び有床義歯調整管理料は算定しない。

本症例では、上顎の義歯新製及び下顎の床裏装を計画しており、それぞれの顎に対し、T.コンデを2回算定した。

注④ 初診における受診期間を通じ、義歯新製、有床義歯内面適合法、増歯修理などを行う場合、その治療を開始した日に患者に対して治療などに関する説明を行った場合に、1回に限り補診(1口腔につき)100点を算定する。歯管の1回目は初診月またはその翌月までに算定する。

補診にあたっては、病名・症状、治療期間、製作予定部位、欠損補綴物の名称、欠損補綴物に使用する材料、設計、治療期間などを概要図や写真などを用いて、効果的に患者に説明する。文書提供は不要である。

また、カルテに製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称、設計などの要点を記載する。

実態に即してご請求下さい

ご使用の歯科関連薬剤等の注意事項を確認下さい

協会では、アレルギーをもつ患者の歯科治療についてご相談が寄せられています。アレルギー反応は、ある特定の成分に反応し、じん麻疹などの皮膚症状のほか、吐き気、呼吸困難や意識障害といった症状が現れることがあります。原因となるものには食品や動物など原因はさまざまあります。歯科治療においても、麻酔薬剤など歯科領域で用いられる歯科用薬剤や歯磨き粉などの歯科関連商品に含まれる成分によって、重篤なアレルギー反応(アナフィラキシーショック)を起こす場合があります。例えば、牛乳アレルギーを持つ患者に牛乳由来成分が含まれる薬剤を使用することは注意が必要です。医療安全の面からも治療を行うにあたっては、患者への問診(既往歴など)を十分に行い、使用される製品の注意事項を必ず確認した上でご使用下さい。